

第 4 6 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）

の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部51の項額の欄を次のように改める。

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の1から5までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての新築住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、1のイ、2のイ又は3のイに掲げる額）、  
一戸建ての既存住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては4のイ又は5のイに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について1

4の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- 1 新築住宅に係る申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合  
イ 100平方メートル以内のもの  
7,200円
- ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円
- ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 23,000円
- ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円
- ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 61,000円
- ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円
- ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 172,0

00円  
チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 216,000円  
リ 30,000平方メートルを超えるもの 234,000円  
2 新築住宅に係る申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合  
イ 100平方メートル以内のもの 16,000円  
ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円  
ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円  
ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円  
円

ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
295,000円

ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
455,000円

ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
828,000円

チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの  
1,132,000円

リ 30,000平方メートルを超えるもの  
1,373,000円

3 1及び2以外の新築住宅の場合

イ 100平方メートル以内のもの  
47,000円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
109,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
175,000円

ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
345,000円

ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

617,000

円

へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1,964,000円

チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 2,809,000円

リ 30,000平方メートルを超えるもの 3,443,000円

4 既存住宅に係る申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合  
イ 100平方メートル以内のもの 10,000円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円

ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

ホ 2,500平方

- メートルを超え、  
5,000平方メ  
ートル以内のもの  
88,000円
- へ 5,000平方  
メートルを超え、  
10,000平方  
メートル以内のも  
の 151,00  
0円
- ト 10,000平  
方メートルを超え  
、20,000平  
方メートル以内の  
もの 250,0  
00円
- チ 20,000平  
方メートルを超え  
、30,000平  
方メートル以内の  
もの 311,0  
00円
- リ 30,000平  
方メートルを超え  
るもの 336,  
000円
- 5 4以外の既存住宅  
の場合
- イ 100平方メー  
ートル以内のもの  
68,000円
- ロ 100平方メー  
ートルを超え、50  
0平方メートル以  
内のもの 160  
,000円
- ハ 500平方メー  
ートルを超え、1,  
000平方メート  
ル以内のもの 2  
55,000円
- ニ 1,000平方  
メートルを超え、  
2,500平方メ  
ートル以内のもの  
504,000  
円
- ホ 2,500平方  
メートルを超え、  
5,000平方メ  
ートル以内のもの  
903,000  
円

へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,552,000円  
 ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,872,000円  
 チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,106,000円  
 リ 30,000平方メートルを超えるもの 5,032,000円

別表第2の4 建築の部5 2の項中「又は3のイからりまで」を「、3のイからりまで、4のイからりまで又は5のイからりまで」に、「又は3のイに」を「、3のイ、4のイ又は5のイに」に改め、同部に次のように加える。

5 8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場	認定申請のとき。
-----	---	-------------------------	--	----------



合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)

1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

一 一戸建て住宅

5,100円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの申請の場合(同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。以下同じ。)

(一) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円

(二) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

(三) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,0

00円

(四) 当該住戸  
の床面積の合  
計が5,00  
0平方メー  
トル以上のもの  
81,00  
0円

(2) 一の建築物  
の申請の場合（  
この場合におけ  
る手数料の額は  
、住宅部分（建  
築物のエネルギー  
消費性能の向  
上に関する法律  
第11条第1項  
の住宅部分をい  
う。以下同じ。  
）の床面積の合  
計により算出し  
た額及び非住宅  
部分（建築物の  
エネルギー消費  
性能の向上に関  
する法律第11  
条第1項の非住  
宅部分をいう。  
以下同じ。）の  
床面積の合計に  
より算出した額  
を合算した額と  
する。ただし、  
住宅部分又は非  
住宅部分が存在  
しない場合は、  
当該部分の額は  
合算しない。ま  
た、住宅部分及  
び非住宅部分を  
有する建築物の  
非住宅部分のみ  
を申請する場合  
の手数料の額は  
、当該非住宅部  
分の床面積の合  
計により算出し  
た額とする。以  
下同じ。）

(一) 住宅部分  
イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30

0平方メ  
トル未満  
もの 9,  
700円

□ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メ  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
21,0  
00円

八 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メ  
トル未満の  
もの 46  
,000円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの  
81,00  
0円

(二) 非住宅部  
分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メ  
トル未満の  
もの 9,  
700円

□ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メ  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
27,1  
00円

八 当該部分  
の床面積の

合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 80  
,400円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上10,0  
00平方メ  
ートル未満  
のもの 1  
28,00  
0円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が10  
,000平  
方メートル  
以上25,  
000平方  
メートル未  
満のもの  
161,0  
00円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が25  
,000平  
方メートル  
以上のもの  
201,  
000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 当該住宅の  
床面積の合計が  
200平方メー  
トル未満のもの  
34,400  
円

(2) 当該住宅の  
床面積の合計が  
200平方メー  
トル以上のもの  
38,400  
円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの  
申請の場合

(一) 当該住戸  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 6  
9,100円

(二) 当該住戸  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上2,000  
平方メートル  
未満のもの  
116,00  
0円

(三) 当該住戸  
の床面積の合  
計が2,00  
0平方メー  
トル以上5,0  
00平方メー  
トル未満のも  
の 196,  
000円

(四) 当該住戸  
の床面積の合  
計が5,00  
0平方メー  
トル以上のもの  
281,0  
00円

(2) 一の建築物  
の申請の場合

(一) 住宅部分  
イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 69  
,100円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
116,  
000円

八 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 19  
6,000  
円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの  
281,0  
00円

(二) 非住宅部  
分

イ モデル建  
物法（建築  
物エネルギー  
消費性能  
基準等を定  
める省令（  
平成28年  
経済産業省  
令・国土交  
通省令第1  
号。以下「  
省令」とい  
う。）第1  
条第1項第  
1号イに規  
定する一次  
エネルギー  
消費量（以  
下「一次エ  
ネルギー消  
費量」とい  
う。）の算  
出に用いる  
べき標準的  
な建築物及  
び省令第8  
条第1号イ  
（1）に規  
定する屋内  
周囲空間の  
年間熱負荷  
（以下「屋

内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下59の項において同じ。)による場合

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
87,100円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
145,700円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
235,700円

(ニ) 当該部分の床

面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
309,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
371,000円

(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
435,000円

□ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算出した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下59の項において同じ。)による場合



(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
227,100円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
367,100円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
523,700円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
646,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合

			計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの763,000円 (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの871,000円	
59	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）1 申請に併せて建築物のエネルギー消費	変更認定申請のとき。

性能の向上に関する  
法律第30条第1項  
各号に掲げる基準に  
適合していることを  
示す書類として区長  
が定めるものが提出  
された場合

一 一戸建て住宅  
3,700円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの  
申請の場合

(一) 当該住戸  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 6  
,900円

(二) 当該住戸  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上2,000  
平方メートル  
未満のもの  
15,000  
円

(三) 当該住戸  
の床面積の合  
計が2,00  
0平方メー  
トル以上5,0  
00平方メー  
トル未満の  
もの 32,0  
00円

(四) 当該住戸  
の床面積の合  
計が5,00  
0平方メー  
トル以上の  
もの 57,00  
0円

(2) 一の建築物  
の申請の場合

(一) 住宅部分  
イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 6,  
900円

□ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
15,0  
00円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 32  
,000円

ニ 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの  
57,00  
0円

(二) 非住宅部  
分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 6,  
900円

□ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
19,1  
00円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00

0平方メートル未満のもの 56,400円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円

(2) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの申請の場合

(一) 当該住戸の床面積の合

計が300平方メートル未満のもの 48,500円

(二) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

(三) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

(四) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円

(2) 一の建築物の申請の場合

(一) 住宅部分  
イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方

メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円

(二) 非住宅部分

イ モデル建物法による場合

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

165,  
100円  
(二) 当該  
部分の床  
面積の合  
計が5,  
000平  
方メー  
トル以上1  
0,00  
0平方メ  
ートル未  
満のもの  
216  
,000  
円

(ホ) 当該  
部分の床  
面積の合  
計が10  
,000  
平方メー  
トル以上  
25,0  
00平方  
メートル  
未満のも  
の26  
0,00  
0円

(ヘ) 当該  
部分の床  
面積の合  
計が25  
,000  
平方メー  
トル以上  
のもの  
305,  
000円

□ 標準入力  
法等による  
場合

(イ) 当該  
部分の床  
面積の合  
計が30  
0平方メ  
ートル未  
満のもの  
159  
,100  
円



(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円

			0円 (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円	
60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（住宅部分の床面積の合計により算出した額及び非住宅部分の床面積の合計により算出した額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。） 1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 一 一戸建て住宅 5,100円 二 一以外の建築物 (1) 住宅部分 (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	認定申請のとき。

21,000  
円

(三) 当該部分  
の床面積の合  
計が2,00  
0平方メー  
トル以上5,0  
00平方メー  
トル未満のも  
の 46,0  
00円

(四) 当該部分  
の床面積の合  
計が5,00  
0平方メー  
トル以上のもの  
81,00  
0円

(2) 非住宅部分  
(一) 当該部分  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 9  
,700円

(二) 当該部分  
の床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上2,000  
平方メートル  
未満のもの  
27,100  
円

(三) 当該部分  
の床面積の合  
計が2,00  
0平方メー  
トル以上5,0  
00平方メー  
トル未満のも  
の 80,4  
00円

(四) 当該部分  
の床面積の合  
計が5,00  
0平方メー  
トル以上10,  
000平方メ  
ートル未満の  
もの 128  
,000円

(五) 当該部分

の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円

(六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

2 1 以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合

(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円

(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円

(2) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合

(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円

(二) 当該住宅の床面積の合計が200平

方メートル以上のもの 1  
9,100円

二 一以外の建築物

(1) 住宅部分

(一) 性能基準  
(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)  
による場合

イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円

(二) 仕様基準による場合

イ 当該部分

の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 33  
,100円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
58,0  
00円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 10  
4,000  
円

ニ 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの  
157,0  
00円

(2) 非住宅部分

(一) モデル建  
物法(一次エ  
ネルギー消費  
量の算出に用  
いるべき標準  
的な建築物を  
用いて評価す  
る方法をいう  
。)による場  
合

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 87  
,100円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
,000平  
方メートル  
未満のもの  
145,  
700円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5,00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 23  
5,700  
円

ニ 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上10,0  
00平方メ  
ートル未満  
のもの 3  
09,00  
0円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が10  
,000平  
方メートル  
以上25,  
000平方  
メートル未  
満のもの  
371,0  
00円

ヘ 当該部分  
の床面積の  
合計が25  
,000平  
方メートル  
以上のもの  
435,  
000円

(二) 標準入力  
法等(実際の

設計仕様の条件を基に算出した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合

イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円

ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル



			以上 25, 000 平方 メートル未 満のもの 763,0 00 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が 25 ,000 平 方メートル 以上のもの 871, 000 円	
--	--	--	--	--

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。